

鏡石町産いちご香港へ

140名が新たな門出

メンソーレかがみいし (ようこそ)

暴力団排除にスクラム



香港へ輸出された品種「ふくはる香」特別な箱を用意して輸出

堂々と胸を張り卒業証書を受領

カローリングなどで交流を深める子どもたち

協定書を取り交わす水戸町長(写真左)と大山達朗署長

鏡石町の栽培農家6戸で集荷したいちご「ふくはる香」24*が、福島空港から関西国際空港経由で香港へ発送されました。

香港へ福島県産のいちごを輸出されるのは初めてで、今後ますますの市場拡大に期待が寄せられます。

鏡石中学校の卒業式が3月13日挙行され、男子66名、女子74名の生徒が義務教育を修了しました。

当日は、生徒一人ひとりに卒業証書が授与されました。仰げば尊しが斉唱されると目をうるわせる場面も見られました。

沖縄県北谷町のスポーツ少年団20名が2月25日から5日間の日程で来町しました。

4回目となる来町では、スキーやホームステイなどを体験しました。また、町スポーツ少年団と交流会を行い、親交を深めていました。

鏡石町と須賀川警察署は、3月17日(月)、暴力団員による町営住宅の使用制限に関する協定書を取り交わしました。

これは、都営住宅で発生した暴力団員による事件を受け、暴力団排除に向けて対策を強化するものです。



老人保健制度に代わる後期高齢者医療制度が4月1日より始まりました。この医療制度は、75歳以上(一定の障がいのある方は65歳以上)の方が対象となり、老人医療制度に加入されていた方が引き続き新制度に加入することになります。ここでは、みなさんに納めていただく保険料の納付方法などについてお知らせします。

後期高齢者医療スタート

老人医療から移行

保険料は年金から差引き

後期高齢者医療の保険料は、一部の方を除いて年金から直接差し引かれることとなります。4月、6月、8月は18年分の所得を基に計算した保険料の6分の1の金額を仮徴収します。

みなさんが1年間に納める保険料の通知は4月に郵送しますので、ご確認ください。

新たに75歳になる方は

4月以降に75歳になる方は、新たに後期高齢者医療制度に該当することになります。75歳の誕生日を迎える前に保険料の通知書と納付書を郵送しますので、役場出納室や金融機関で納めていただくように

なります。

保険料が軽減される方は

平成20年1月に社会保険などの被扶養者であった方で、町が扶養者と認定した方は、これまで保険料の負担がなかったため、急激な保険料の負担増とならないよう、保険料の減免措置を受けることができます。

国保だより

70歳から74歳の自己負担割合引き上げが凍結されます

平成20年4月から、70歳から74歳までの方は、医療機関窓口で支払う医療費の自己負担額が1割から2割へ引き上げられる予定でしたが、平成21年3月末まで1割負担のまま据え置かれる(現在3割負担の方を除く)ことになりました。

該当される方には、3月中旬に新しい高齢受給者証を送付していますので、ご確認ください。

退職者医療制度が変わります

平成20年4月より退職者医療制度(青色の保険証)の対象年齢が65歳に引き下げられます。

現在、65歳以上の退職医療該当の方及びその扶養者の方は一般の国民健康保険に切り替わります。該当される方には随時新しい保険証を送付していますので、ご確認ください。

また、この変更による国保税、医療給付の変更はありませんのでご安心ください。

問い合わせ先
税務町民課 62-2112

一部の国保の方も年金から差引き

65歳から74歳までの国民健康

な。平成20年3月31日までに社会保険などから国民健康保険(国保)に加入された方は、現在と同じように、後日郵送される納付書で保険料の納付することになります。

<p>後期高齢者医療制度</p> <p>被保険者</p> <p>75歳以上の方 65歳以上75歳未満で一定程度の障害のある方</p> <p>医療費の窓口負担</p> <p>1割(現役並み所得者は、3割) 1人1人の被保険者証に負担割合が記入されています。</p> <p>保険料</p> <p>保険料の納付は、特別徴収(年金差引き)と普通徴収により行われます。</p> <p>計算方法 均等割額(40,000円) + 所得割額 = 保険料 所得割額: 7.45%</p>
--

春の全国交通安全運動

子どもと高齢者の交通事故防止を呼びかけ

期 間 4月6日から4月15日までの10日間
スローガン “よくみよう くるまどじてんしゃ しんごうき”

運動の重点

- ①すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ②自転車の安全利用の推進
- ③飲酒運転の根絶

10日間の日程で運動を展開

春の全国交通安全運動が4月6日から10日間の日程で実施されます。この運動は、新入学児童に交通ルールの理解と交通マナーを学ぶこと。高齢者の交通事故防止を目的に行われます。

春は花見などお酒を飲む機会が多くなる季節です。ちょっと一杯のつもりが取り返しつかない事態を招くことに

運動期間中の取り組み

交通事故死ゼロを目指す日
日時: 4月10日(木) 午前10時30分~
場所: 須賀川リビングスクール
内容: 高齢者向け交通安全教室
交通事故体験コーナー
シートベルト着用実態調査
足形マークの設置
入学式などでのテント村

なります。飲酒運転は絶対にやめましょう。

あなたの靴に夜光反射材

役場窓口では、簡単に靴に貼ることが出来る夜光反射材を無料で配布しています。夜の間の外出には、夜光反射材の光が歩行者の目印になります。どうぞご利用ください。

自転車のヘルメット着用が努力義務化されます

平成19年6月に道路交通法の一部が改正され、今年6月から13歳未満の子どもの自転車乗車時のヘルメット着用が保護者の努力義務化となります。

子どもを自転車の補助いすなどに同乗させる場合も同様となります。子ども用ヘルメットを準備して、ヘルメットを着用させるようにしてください。